

いじめ防止基本方針

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～ 令和7年改訂版

Ⅰ章 いじめ防止のための本校の基本姿勢

1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、本校全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を背景にして、この「札幌市立澄川南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応にあたらなければならない。

また、成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深めていく。学校や家庭には、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが求められており、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別することも重要である。

以下の、本校における「いじめ防止のための六つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていくこととする。

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②道徳教育や学級指導を充実させるなど、児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめ発見のためのスキルを身に付け、児童の変化を見逃さない。
- ⑤いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- ⑥いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあり、「心身の苦痛を感じているもの」から除外されることがなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することが重要な場合も考えられる。いじめには多様な態様があることを念頭に置き、判断する必要がある。

◆「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◆「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2章 いじめ未然防止のための本校の取組

1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳や学級指導をはじめ全教育活動を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- (5) 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

2 教職員として

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図ることができるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。

- (5) 児童一人一人の変化に気付くため、複数の目で見える機会を設けたり研修を行ったりする。
- (6) 児童や保護者からの話を受け止め、親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。
- (9) 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から、全ての教職員は、法、基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。

3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) 児童アンケート調査を年3回実施（学校独自2回 悩みやいじめに関するアンケート1回）し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めたり、児童の変化に気付くスキルを身に付けたりして実践力を高める。
（「ピアサポート」「ゲートキーパー」研修等）
- (4) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 保護者・地域との連携

- (1) 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

3章 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

1 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (4) いじめの早期発見のためのチェックリストを活用し、児童の出しているサインや変化に気付くことができる。

学校組織

- ☐ 教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていないか。
- ☐ ひとりひとりの子どもが安心して生活するために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいるか。
- ☐ 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていないか。
- ☐ すべての職員が話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできているか。
- ☐ 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施しているか。

【教職員の自己チェックシート】

観 点	自身の言動
挨拶 健康観察	☐ どの子にも同じように明るい挨拶をしているか。 ☐ 挨拶をする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っているか。 ☐ 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めているか。
授業中	☐ 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではいないか。 ☐ 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか。感情的に子どもを叱っていないか。 ☐ どの子どもにも発表の機会を与えているか。 ☐ できる子、できない子という先入観をもって接していないか。 ☐ 一人の子どもを大勢の前で叱っていないか。 ☐ 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気をそのままにしているか。
休み時間	☐ 子どもの表情や活動の様子から、友達関係を把握しようとしているか。 ☐ どの子にも同じ言葉遣いで接しているか。特定の子と遊んだり、話したりしていないか。 ☐ 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていないか。 ☐ 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしてはいないか。
給食・清掃	☐ 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができているか。押しつけられている子どもはいないか。 ☐ 意図的・計画的にグループに入り、会食をしているか。 ☐ 清掃区域を必ず見回っているか。
その他	☐ 子どもたちを認め、ほめ、励ましているか。 ☐ 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいるか。 ☐ 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしているか。 ☐ 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っているか。 ☐ 子どもの作品、掲示物、机等に落書きや破損が見られないか。 ☐ 上ばきなど、物がなくなったり、隠されたりすることはないか。 ☐ いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいないか。

【子どもチェックシート】

観 点	サイン
身 体	☐ 顔や体に傷やあざができています。 ☐ 体の不調を訴える。保健室やトイレに行くことが多い。 ☐ 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	☐ 話したがない。 ☐ わざとはしゃぐ(急に落ち込む)。 ☐ ぼんやりした状態にいる。 ☐ 視線を合わせない。うつむいている。 ☐ 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行 動	☐ 登校時刻が始業ギリギリである。 ☐ 遅刻・欠席が増える(理由を言いたがらない)。 ☐ 教室に入りたがらない。授業に遅れる。 ☐ 急に学習への意欲を失う。成績が低下する。 ☐ 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 ☐ 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人である場面が多い。 ☐ 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 ☐ 特定のグループと行動するようになる。 ☐ 使い走りをさせられる。 ☐ 食事を残す。食べないことが多い。 ☐ からかわれることが多くなる。 ☐ 無視されたり、遊びの仲間に入れなかったりする。 ☐ 技をしかけられることがある。 ☐ 発言に爆笑される。 ☐ 仕事を押しつけられる。 ☐ 食べものにいたずらをされる。 ☐ 席を離される。席替えや集団行動で避けられる。 ☐ 同じ役目ばかりさせられる。 ☐ 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す。 ☐ 学習道具を出さない(出せない状況にある)。 ☐ 遊んでいる中で特定の子どもの不利な役ばかりが回る。 ☐ ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 ☐ 一人であることが多い。 ☐ 集中して攻撃される。 ☐ 一人だけからかわれている、何かさせられる。 ☐ 発言に対して冷やかしかやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。 ☐ 発言を強要される。 ☐ いつまでも学校に残っている(あわてて帰る)。
持ち物	☐ 紛失物が多くなる。

	☐ 持ち物が隠される。 ☐ 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。 ☐ 必要以上のお金を持っている。 ☐ 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服 装	☐ 服が汚れたり破れたりしている。 ☐ ボタンが取れている。 ☐ 服に靴の踏み跡がついている。

【保護者向けチェックシート】 ※いじめのサイン発見シート 文部科学省 参照

	子どもの様子
朝	☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 ☐ 遅刻や早退が増えた。 ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
夕	☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。 ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜	☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ☐ 学校や友達の話題がへった。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ 理由をはっきり言わないあざやきずあとがある。
夜間	☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 ☐ 教科書やノートにいやがらせのらくがきをされたり、破られたりしている。 ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

●いじめている側にも変化があります。 ※いじめのサイン発見シート 文部科学省 参照

観 点	子どもの様子
行 動	☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。 ☐ 買った覚えのない物をもっている。 ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

2 誰にでも相談ができるような学校に

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

3 いじめの早期解決のために

- (1) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- (4) いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- (5) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4章 いじめ防止のための組織

1 いじめ防止対策委員会

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の監督下で行う。
- (2) 構成

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW、その他関係の教職員を必須とするが、必要に応じて弁護士医師、警察官経験者などの外部専門家や学校評議員、地域関係者、PTA役員等も含め、その時々に応じ必要なメンバーで構成する。

- (3) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

定期的に行う会議（定例）で、経過を共有、確認することとする。また、新たな認知案件が起こった際には、速やかに臨時で出席可能な構成員のみ招集し、認知・対応を行い、記録化することで、構成の変更には左右されないようにする。その場合、定例の会議で改めて確認をする。

- (4) 対応

いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

校長不在時に、臨時の会議等を招集した場合、責任者である校長に報告し、決済を得ること。
構成員がやむを得ず、会議に参加できない場合は、のちに個別に意見を求めること。

(5) 定例会議・臨時会議

○月1回必ず行うこととする。

生徒指導年間計画(教育課程編成等に関する諸届用紙E表)に記載する。

学びの支援委員会を兼ねて行うこともあることを記しておく。

○毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

○いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、必ず開催する。

○学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、別に記録する。

(6) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐために

○「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知・解消は 学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。

○国の方針で定められているいじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

○いじめ解消の判断は、事後対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認を踏まえて、学校いじめ対策組織について行う。

○複数の職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケート結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

2 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

(1) スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を構築し、いじめの問題解決にあたる。

(2) いじめを把握した場合は、速やかにその状況を教育委員会に報告するとともに、指導、助言を受け、その解決にあたる。また、出席停止措置の対応が必要な場合やいじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

(3) いじめに関する電話相談窓口等を見守り、保護者に周知しその活用を積極的に働きかける。

(4) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地

域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを願う。

(5) 必要に応じて、警察や法務局等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。

警察への相談・通報する際の例

○児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条 第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

□教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法 第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法 第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法 第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法 第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法 第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法 第261条)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法 第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法 第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉棄損、侮辱 (刑法 第230条) (刑法 第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法 第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに関	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに遅らせ

わる行為等の規制及び処罰並びに児童の保護者等に関する法律7条)	る。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の物に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している。
--	--

5章 いじめ防止マニュアルの作成

- (1) 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(市の改正案の第4章)を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- (2) 学校として学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何をどのように等)を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針においてアンケート調査、個人懇談の実施やそれらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておく。
- (3) いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- (4) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- (5) アセスメントシートについては、児童生徒の進級や・進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につながることを徹底する。
- (6) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

6章 いじめ防止基本方針の見直し・学校の取組の評価

- (1) 学校の基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に関する項目を必ず位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況进行评估し、取組の改善につなげる。

7章 個別の対応状況に関する記録及び引き継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引継ぎ、定められた期間(3年間)保管する。

8章 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、SC、SSW、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

9章 インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上の誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

10章 重大事態への対応について

いじめの重大事態とは…

- (1) 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次のようなケースなどが想定される。
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

○ 「いじめ重大調査に関するガイドライン」に基づいて調査を進める。

11章 児童生徒及び地域・保護者への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制作りにつなげる。
- (3) 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条 第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し適切に、援助を求めなければならない。

【いじめ対応フローチャート】

